

平成 23 年 2 月 9 日開会

平成 23 年 2 月 9 日閉会

# 静岡地方税滞納整理機構

## 議 会 定 例 会 会 議 録

静岡地方税滞納整理機構議会

## 平成 23 年 2 月静岡地方税滞納整理機構議会定例会会議録目次

2 月 9 日（水曜日）

- 1 出席議員（8 人）
- 1 欠席議員（なし）
- 1 開会
- 1 開議
- 1 会議録署名議員の指名
- 1 議長報告
- （1）広域連合長提出議案の提出
- （2）議員提出議案の提出
- （3）例月出納検査の結果（6 件）
- 1 会期の決定
- 1 広域連合長提出議案（第 1 号～第 3 号）の一括上程
- 1 提案理由等の説明（広域連合長 川勝平太君）
- 1 議案（予算案）の説明（事務局長 中西芳弘君）
- 1 広域連合長提出議案（第 1 号～第 3 号）の採決（原案どおり可決）
- 1 議員提出議案（第 1 号）の上程
- 1 提案理由の説明（議員 岡本護君）
- 1 議員提出議案（第 1 号）の採決（原案どおり可決）
- 1 閉議
- 1 閉会

## 平成 23 年 2 月静岡地方税滞納整理機構議会定例会会議録

平成 23 年 2 月 9 日（水曜日）

出席議員（ 8 名）

一番 佐原 徹朗

二番 岡本 護

三番 小室 直義

四番 北村 正平

五番 齋藤 文彦

六番 飯田 宣夫

七番 富澤 保宏

八番 吉永 満榮

欠席議員（な し）

---

午後 1 時 18 分 開会

議長（佐原徹朗君）

本日の出席議員は 8 人でございます。よって定足数に達しておりますので、ただいまから、静岡地方税滞納整理機構議会 2 月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

議長（佐原徹朗君）

会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、富澤保宏議員及び吉永満榮議員以上の方々をお願いを致します。

---

議長（佐原徹朗君）

報告します。書記に朗読させます。

書記（芹澤書記）

広域連合長より、議案第1号平成23年度静岡地方税滞納整理機構一般会計予算ほか2件の議案が提出されています。

また、岡本護議員ほか2名の連名により、議員提出第1号議案地方自治法第180条第1項の規定に基づく静岡地方税滞納整理機構広域連合長の専決事項の指定についてが提出されています。

内容は、お手元に配付したとおりであります。

このほか、監査委員から、平成22年7月から12月までの現金の出納を検査した結果に関する報告がありました。

内容は、お手元に配付したとおりであります。

以上であります。

---

議長（佐原徹朗君）

会期について、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（佐原徹朗君）

異議なしと認めます。

会期は、本日1日と決定いたしました。

---

議長（佐原徹朗君）

次に、議事日程により、広域連合長提出議案 第1号から第3号までを一括して議題とし、広域連合長から説明を求めます。

川勝広域連合長。

広域連合長（川勝平太君）

ただいま提出いたしました議案の概要を御説明申し上げますとともに、所信並びに諸般の報告を申し述べたいと存じます。

静岡地方税滞納整理機構は、業務開始3年目に入り、課税関係の業務も加わり、新しいステップを踏み出しました。

依然として厳しい経済状況が続いておりますが、きちんと納税している皆様の立場に立ち、税における公平性を確保するという使命の下、法律に基づく厳正な滞納処分に取り組んでまいりました。

ここで、今年度の徴収業務の成果について御報告申し上げます。

昨年6月以降に引き受けた平成22年度滞納事案につきましては、12月までの7か月間で、納付約束を含めて約4億5千万円の徴収実績を上げております。これに、平成21年度に引き受けました事案の本年度徴収額と、県、市町の移管予告による自主納付等を合わせますと、総額で27億2千万円の成果となっております。

これは機構が着実に業務を遂行するとともに、各市町においても数値目標を設定して移管予告を実施するなど、積極的な取組が実を結んだものと考えております。

なお、徴収実績等につきましては、お手元に取組成果の報告として配付させていただきますので、のちほど御覧になっていただきたいと思います。

それでは、今回提出しております案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第1号議案は、平成23年度当初予算案でございます。

広域連合規約に定められた、徴収関係事務、課税研修事務及び軽自動車関係税の申告書処理等事務の各業務の実施に要する経費並びに機構の運営に要する経費として、3億241万9千円を計上するものでございます。

第2号議案は、平成22年度補正予算案であります。

平成21年度の決算上剰余金を繰越金として歳入するとともに、このうち、約2分の1の額を基金に積み立て、また、今年度におきましても徴収関係事務経費の残余が見込まれますことから、これを県、市町に還付するための補正を行うものでございます。この結果、最終予算額は、3億4,368万6千円となります。

第3号議案は、静岡地方税滞納整理機構広域計画の変更についてであります。今年度から新しい業務として、課税研修事務及び軽自動車関係税の申告処理等事務を開始したことに伴い、広域計画を変更するものでございます。

これらの議案の詳細につきましては、こののち、事務局長に説明させます。

以上で私の説明を終わりますが、適切なる御議決をお願いする次第でございます。

議長（佐原徹朗君）

中西事務局長。

事務局長（中西芳弘君）

議案につきまして、お手元の議案説明書により説明いたします。

議案説明書の1ページをお開きください。

第1号議案、平成23年度一般会計予算案であります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ、3億241万9千円です。

これは、市町からの事案の移管件数が増加する見込みのため、前年度当初予算より215万5千円の増額となっております。

まず、歳入予算であります。市町の負担金のうち徴収関係事務については、徴収

実績割の率は10%に据え置き、処理件数割額の1件当たりの単価は1万円引き下げましたが、事案の移管件数の増加などにより総額では22年度当初予算に対し234万円余の増を見込んでおります。

なお、課税研修事務と軽自動車関係税の申告書処理等事務については、22年度とほぼ同額となっております。事務ごとの構成団体別負担金内訳につきましては、4ページから5ページに一覧表にしておりますので御覧ください。

1ページにお戻りください。

歳出予算につきましては、職員人件費を始めとする、組織の運営と業務に要する経費を計上したものであります。

2ページから3ページをお開きください。歳出予算の詳細であります。

業務に係る予算は、総務費のうち第2項徴税費の第2目賦課徴収費に計上しており、事務別の予算額の内訳は、3ページの上段、(1)から(3)までのとおりであります。

次に7ページをお開きください。

第2号議案、平成22年度一般会計補正予算案であります。歳入歳出予算ともに38万3千円を増額しております。

歳入予算につきましては、事案の移管件数が想定を下回ったことによる負担金の減額と軽自動車関係税の申告書処理等事務に対する静岡県の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金の交付対象経費の確定に伴う県支出金の減額を行う一方、平成21年度決算において生じた剰余金を繰越金として歳入したことなどの差引による増額であります。

歳出予算につきましては、今申し上げた剰余金の繰越金のうち2分の1の額を積み立てる予算や、今年度の執行見込額の算出において見込まれる剰余金を構成団体へ還付する予算を計上いたしました。

8 ページから 9 ページをお開きください。歳出予算の詳細であります。

繰越金のうち 2 分の 1 の額の積み立てにつきましては、8 ページの中段、総務費の第 1 項総務管理費に第 2 目財政管理費として積立金を計上いたしました。また、8 ページの中段以下の第 2 項徴税費の予算については、人件費に係る負担金の減少や事務経費の節減等による補正を行い、これらにより見込まれる残余金の計 3,169 万円余を、第 1 目税務総務費に、償還金、利子及び割引料として、県、市町への還付金を計上いたしました。

この還付金は、今年度の県、市町の負担金割合に応じて按分することとし、構成団体別の還付額は 10 ページに示したとおりであります。

最後に 11 ページを御覧ください。

第 3 号議案、静岡地方税滞納整理機構広域計画の変更であります。

これは、今年度から新たに、構成団体の職員に対する課税研修事務と軽自動車税及び自動車取得税に係る申告書等の受付、審査、保管等の事務を開始したことに伴い、地方自治法の規定に基づき、広域計画にその経緯並びに当機構及び構成団体が行う事務を追加することによる変更であります。

以上で、議案の説明を終わります。

適切なる御議決をお願いいたします。

議長（佐原徹朗君）

以上で、説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんので、広域連合長提出議案第 1 号から第 3 号までを一括して採決します。

本案は、それぞれ可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（佐原徹朗君）

異議なしと認めます。

本案は、それぞれ原案のとおり可決することに決定しました。

---

議長（佐原徹朗君）

次に、議員提出第1号議案地方自治法第180条第1項の規定に基づく静岡地方税滞納整理機構広域連合長の専決事項の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

岡本護君。

議員（岡本護君）

それでは、私から議員提出第1号議案地方自治法第180条第1項の規定に基づく静岡地方税滞納整理機構広域連合長の専決事項の指定について御説明申し上げます。

地方自治法において、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、広域連合長においてこれを専決処分することができるものと規定しております。

そこで、議会運営の効率化を図るため、当広域連合の構成団体や静岡県後期高齢者医療広域連合の例にもありますように、一つ目として、法令の改正又は廃止に伴う条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定の整理に関する条例の改正について専決事項として指定し、条例の改正を法令の施行に合わせて適宜適切に行わせようとするものであります。

二つ目として、損害賠償の額の決定及び和解について、速やかな対応に配慮して、その一部を広域連合長が専決できる事項とし、交通事故にかかわる損害賠償の額の決定については、自動車損害賠償保険に基づき支払われる保険金額に免責金額を加えた額までを、また、交通事故以外の損害賠償の額の決定については、1件150万円以下

のものまでを指定しようとするものであります。

以上よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いをいたします。

議長（佐原徹朗君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんので、議員提出第1号議案について採決します。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（佐原徹朗君）

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

議長（佐原徹朗君）

以上で、本定例会の議事は、すべて終わりました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、2月定例会を閉会します。

午後1時33分閉会

---

## 会議録署名者

静岡地方税滞納整理機構議会議長 佐原 徹朗

静岡地方税滞納整理機構議会議員 富澤 保宏

静岡地方税滞納整理機構議会議員 吉永 満榮